

平成22年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

平成22年11月30日(火曜日) 午前10時02分 開 会

出席議員

1番	古橋智樹君	11番	矢口龍人君
2番	小松崎誠君	12番	和田正美君
3番	加固豊治君	13番	藤井裕一君
4番	古川誠一君	14番	矢口栄造君
6番	佐藤文雄君	15番	桂木庸雄君
7番	中根光男君	16番	関利夫君
8番	鈴木良道君	17番	圓城寺正道君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君

欠席議員

5番	井坂悦司君	18番	栗山千勝君
----	-------	-----	-------

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	豊崎光彦
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

日程第 1 議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条

- 件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第76号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
- 日程第 3 議案第78号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
議案第79号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について  
議案第80号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）  
議案第81号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第82号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第83号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第84号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について
- 日程第 5 休会について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第76号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
- 日程第 3 議案第78号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について  
議案第79号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 追加日程第1 「議案第73号・議案第74号の議決取消しの件」
- 追加日程第2 議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第3 「議案第80号ないし議案第84号の撤回の件」
- 日程第 4 議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について  
議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について
- 日程第 5 休会について

開 議 午前10時02分

○議長（桂木庸雄君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、5番 井坂悦司議員の家族の方、18番 栗山千勝議員より欠席の連絡がありました。また、14番 矢口栄造議員よりおくれるとの連絡がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に、傍聴人に申し上げます。会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

---

日程第 1 議案第73号ないし議案第75号

○議長（桂木庸雄君）

日程第1、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ないし議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

議案の第75号であります。かすみがうら市職員の給与に関する条例の問題ですけれども、まず第1に、人事院勧告に基づく給与及び期末手当の引き下げの影響額、その総額と内訳についてお答えをお願いします。

それと、労使交渉が行われたかどうかですね。その労使合意がされたかどうか、これが第2点目です。

それから、昨日、加えまして質問を、かなり何項目かにわたって質問しておりますので、それについてお答え願います。

給与表の改定では、平均でマイナス0.1%となっておりますが、当市の調整率はどうなっているのか。それから、55歳を超える職員で、行政職6級、消防職7級以上の職員の給与月額、地域手当、勤勉手当を一定率引き下げると。その一定率というのは1.5%ということですが、県の人事委員会ではマイナス0.7%と勧告しております。その倍以上も給与を引き下げるといふのは、どのような根拠に基づくものかということですか。

それから、50歳代後半の職員の給与削減ですが、民間給与との格差是正ということですか。どのような格差が生まれているのか、その給与の削減の根拠はいかなるものでありますか、お答え願います。

それから、期末勤勉手当は4.15カ月分から0.2カ月分を減額して3.95カ月分ということになり

ますが、これは過去を振り返って、いつの時期の水準に落ち込んでいるのか、これについてお答え願います。

今回の公務員給与の引き下げは、昨年に引き続き2年連続であります。1998年から12年間で平均年間の給与は幾ら引き下げられたか。

以上、お答え願います。

**○議長（桂木庸雄君）**

答弁を求めます。

総務部長 山中修一君。

**○総務部長（山中修一君）**

お答えをいたします。

最初に、議案第75号の関係でございます。①番の人事院勧告に伴う給与及び期末手当引き下げの影響額ということでございます。

人事院勧告に伴いましてというご質問でございますが、本市でも人事院勧告に倣いまして、市職員の給与に関する条例等の一部を改正する予定であります。

今回の改正によりまして影響を受ける職員の総数につきましては、476名でございます。給料及び期末手当等の影響額についてでございますが、まず給料表の改定でございますが、平均で0.1%の減額となっております。これに伴う影響額については116万1000円、期末手当が0.15カ月分減額となりますので、影響額につきましては284万3000円でございます。また、勤勉手当が0.05カ月分減額となりまして、この影響額が824万1000円となります。

以上合わせまして総額では、3785万5000円の減となっております。これを、ただいま申し上げました職員数で割り返しますと、年間平均で1人当たり7万9527円の減ということになります。

次に、②番の労使交渉の関係についてでございますが、組合との直接交渉については行っておりませんが、職員組合関係者が3名含まれております給与制度等検討委員会を開催しまして、今回の人事院の改正内容の資料を組合に提供をしております。この際、特に組合側からは交渉の要求がなかったということから、合意がなされたものというふうと考えております。

なお、交渉の要求があれば、市としては当然それに応じるということになります。

次に、給料表の改定で平均0.1%という内容のご質問でございますが、給料表の改定につきましては、ほとんどの市町村において、人事院勧告に基づいて行ってございまして、独自の給料表を設定している市町村はほとんどございません。

当市におきましても、例年、人事院勧告に基づいて改正を行っておりますので、今回も人事院が示しております平均で0.1%の減額調整を行ったものでございます。その際、民間との格差が生じる中高年層、およそ40歳代以上の職員が受ける給与月額に限定して引き下げを行っております。

続きまして、55歳を超える職員で行政職6級、消防職7級以上の職員の給料月額等ということでの引き下げを行うのはどのような根拠かということでございますが、県の人事委員会では、確かにマイナス0.7%の勧告をいたしております。これに対しまして、国の人事院ではマイナス1.5%を勧告しております。職員の給料につきましては、ご案内と思いますが、地方公務員法第24条の規定によりまして、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給料その他

の事情を考慮して定めなければならないとしております。

このため、当市におきましても、例年どおり情勢適応の原則、均衡の原則に基づきまして、人事院どおりマイナス1.5%の改正を行ったものでございます。

なお、県内においても、ほとんどの市町村が人事院勧告どおりの改正を行っております。

続きまして、50歳代後半の職員の給料削減の関係でございますが、その根拠ということでございますが、人事院勧告によりますと、公務員では50歳代後半の平均給与額が、50歳代前半層より高くなっているのに対しまして、民間では50歳代前半層より低くなっております。官民の給与差が拡大している傾向にあるというふうに思われます。

公務員の50歳代後半層の給与水準が上昇している理由といたしましては、多くが50歳代後半に幹部職に昇任し、同時に給料も昇格する昇進パターンが一般的であること、あるいは在職期間が長期化のため、この年齢層において、上位級在職者の割合が高くなっていることなどが影響すると思われます。

一方民間企業では、一定年齢以降において給与を下げる仕組みを有しているところが少ないものの、50歳代後半層の民間の月額級は他の企業への出向や転籍などを背景に、全体として見ますと、50歳代前半層に比べ、その水準が低下しているとしております。

このようなことから、民間格差の是正という給与の削減をするものでございます。

続きまして、期末勤勉手当の関係で、過去に振り返っての時期の水準というご質問でございますが、過去の期末勤勉手当の支給状況を調べましたところ、昭和38年が3.9カ月分の支給でありまして、この年がほぼ現在の水準でございます。昭和39年以降は毎年増額となっております、平成3年に5.45カ月分の支給となっていたものをピークに、それ以降は毎年減額となっております、平成10年では5.25カ月分、平成15年では4.4カ月分、そして平成22年で3.95カ月分という勧告となっているところでございます。

続きまして、今回の公務員給与引き下げは2年連続ということございまして、12年間の平均給与は幾ら下げられたかというふうなご質問でございますが、平成11年から平成22年までの12年間で改正がなかった年が3回ございます。増額となった年が1回ありまして、それ以外はすべて減額改正となっております。平成11年がマイナス9万6000円、平成12年がマイナス7万円となっております、本年22年までの合計で70万9000円の減額となっております。年間の平均をしますと、約12年間でございますが、およそ年間で6万円程度の減額となっている現状でございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

大変な減額の状況が明らかになったと思うんですけども、特にことしの12月の期末手当から、4月にさかのぼって控除した額を支給するというのは、いわゆる不利益不遡及の原則に反するのではないかというのがポイントなわけです。これについてはどういうふうに考えているのかということです。

それと、50歳代後半の給与のほうについても民間格差だと言っていますが、条件が違うということが今、わかったと思うんです。公務員の場合は、徐々に上がって、後半に管理職になるとい

う傾向であります。民間の場合は、私は東京製鋼におりましたけれども、現場のほうは作業長が55で定年というような形をとって、それからは定年の退職、延長は続きますが、給与が下がるといような、管理職という手当が下がるというような中身になっているんです。ですから、条件が違うということがまず言われると思うんです。

そういう意味では、民間の場合は、定年延長が主流ではなくて、今言ったように、再雇用とか出向が中心になっておまして、現状の給与カーブが違ってるのは当然なんですけれども、実際にやはり定年延長実施ということに伴うのであれば、やっぱり年代に応じた生計費を踏まえた賃金水準というのが必要なんです。これはまだまだ民間がおくれているということではなくて、現状の今の公務員の仕組み、これまで変えるということにつながるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それについてお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えをいたします。

ただいま2回目のご質問があったわけですが、人事院勧告の考え方、国の考え方、そういうものに倣いまして、今回も条例等の改正をするものでございます。それぞれただいまご質問の中でありましたような条件とか、民間等の格差をなくすためのいろいろな考え方に基づきまして、国のほうからの基準が示されておりまして、これに基づきまして行っているということでございます。よろしくお願いを申し上げます。

[佐藤議員「不利益不遡及の問題はどうしたんだ、それ答えてないよ」と呼ぶ]

○総務部長（山中修一君）

はい、これも先ほど申し上げましたが、地方公務員法の中で、国のほうからの指示、基本的な考え方を示されておりまして、そういうものに基づいて本市でも原則的には行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

政府の言っていること、人事院勧告そのものについては、基本的に国家公務員が対象なんですよ、人事院勧告というのは、ご存じでしょう。地方公務員は別なんですよ。国家公務員はスト権を剥奪するということによって、人事院勧告で給与の問題については、交渉によって、やれないものだから、ストライキ権が剥奪されているから。だから、人事院勧告というやり方をしているわけです。

ところが、条件の違うところまで手を突っ込む、おかしいでしょう。条件が違うんですから。条件の違うところまでやるということ自体が問題なんじゃないですか。特に、ことしの春闘は、国民春闘共闘では、昨年比で同様にアップ率を、アップ率というか、基本給は引き上げ傾向にあるんですよ。こういうのをどういうふうに見るんですか。そういうことは全く無視して、人事院

勧告が出ればやむを得ないという立場なんですか。条件が違うのを無理やり合わせるというやり方と、今の実際に基本的に今、基本給というのは引き上げ傾向にあるという実態、これについてはどう思いますか。

○議長（桂木庸雄君）

総務部長 山中修一君。

○総務部長（山中修一君）

お答えを申し上げます。

ご質問の中で条件が違うという部分もあると思います。これについては、国、県においては人事委員会がございます。そういう中で協議をされていると思います。先ほどのお答えの中で申し上げておりますが、ほとんどの市町村についてはそういう委員会がございませぬので、国の人事院に倣いまして実施をしているというところでございます。

国においては、民間との給与の格差比較については、それぞれ給与改定に伴う民間の事業者を選定をしまして、実態を把握しているところでございます。私ども市においては、ただいま申し上げましたように、人事院勧告のとおりということで実施をするものでございませぬので、よろしくお願いをいたします。

以上でございませぬ。

○議長（桂木庸雄君）

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほかの質疑はありませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号ないし議案第75号までの3件については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませぬか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませぬか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

佐藤文雄君から反対討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

本案は、8月10日の人事院勧告に準拠するとして、平均年9万4000円もの給与削減であります。



当市では7万9527円、総額では3785万5000円となります。この12年間で70万円を超える給与等の削減が行われてきています。また、期末勤勉手当は4.15カ月分から0.2カ月分を減額して3.95カ月分ということですが、これは昭和38年、1963年の水準であります。

今回の公務員給与削減の民間労働者へ及ぼす影響は大変大きく、内需拡大に逆行し、地域経済を一層冷え込ませる賃金削減のマイナスの連鎖、いわゆるデフレスパイラル、こういうものに拍車をかけるものであります。

一方、ことしの春闘の最終の賃上げ結果は、国民春闘共闘でも5,771円、1.86%アップ、連合で4,879円、1.69%アップ、日本経団連の大手でも5,886円で1.86%のアップです。そして、中小でも3,842円の1.52%アップと、民間の基本給は引き上げ傾向にあり、公務員給与削減の根底が極めてあいまいであります。

また、今回の公務員賃金引き下げが、民主党菅内閣の国家公務員の総人件費2割削減の第1段階であり、政府がねらう消費税増税の露払いとされ、公務そして民間賃金引き下げのサイクルに拍車をかけるものであります。

もともと人事院勧告は、国家公務員の賃金や労働条件の変更を国会と内閣に勧告する仕組みであり、地方公務員に対して行われるものではありません。地方公務員法第24条の3項で、職員における、要は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員、そして民間事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定し、55条で、地方公共団体の当局は、職員の給与、勤務時間、その他の労働条件に関し、交渉の申し入れに応ずるべき地位に立つものとあります。

要するに、職員の給与などは、24条3項で言う5つの条件を考慮して、職員団体と当局の交渉によって決めるということであります。人事院勧告に準ずればよいということではありません。

したがって、今回の給与改定は明確な根拠に乏しいものであり、議案第75号、職員の給与に関する一部条例の改定に同意することはできません。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第75号の採決を行います。

本案は異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、議案第75号は否決されました。

---

日程第 2 議案第 76 号 かすみがうら市市民投票条例の制定について

○議長（桂木庸雄君）

日程第 2、議案第 76 号 かすみがうら市市民投票条例の制定についてを議題といたします。  
これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 76 号については、かすみがうら市議会会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。  
次いで、議案第 76 号 かすみがうら市市民投票条例の制定についての討論を行います。  
初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

続いて、佐藤文雄君から賛成討論の通告がありますので、発言を許します。  
6 番 佐藤文雄君。

[6 番 佐藤文雄君登壇]

○6 番（佐藤文雄君）

議案第 76 号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。  
前回の第 3 回定例会でも賛成討論を行いました。基本的にその趣旨は、変わりはありません。  
2010 年 11 月 25 日、ついこの前ですが、朝日新聞に、「名古屋リコール不成立でも教訓は重い」とする社説が掲載されております。その中で、名古屋市議会の解散を求める住民の直接請求、いわゆるリコールですが、これは混乱の結果となったと述べ、河村たかし市長の呼びかけで、手弁当の市民が 46 万もの解散請求の署名を集めた。ところが、選挙管理委員会の発表では、無効が 11 万を超え、有効な署名が住民投票の実施に必要な 36 万に届かなかった。しかし、数十万の有権者の意思を無視していいのか、論争が続くだろうと指摘し、今回、市民の目が地域の行政に向けたのは、大きな収穫だと評価しております。

そのこともあってか、片山善博総務相は、住民投票を提起しやすくする地方自治法の改正を検討しているというふうに述べて、市長と議会が対立したとき、今より簡単な手続で市民の意見を聞けるようにするのがねらいだろうと述べて、貴重な体験をした名古屋市は、国に先立って使いやすい住民投票の制度を実験してみてもはどうだろうかと言及しております。

いずれにしても、住民投票条例が制定され始められた当初は、特定の問題に対する特例措置として住民投票条例の制定をする例が多くありました。近年では、地方自治体の重大な問題に対して、恒常的に住民投票を行えるよう条例を制定する自治体があらわれております。住民投票条例

の制定は、住民の自治の向上、すなわち住民みずからまちづくりに参加する意識を高めるものと考え、改めて賛成といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第76号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は17名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含まれますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票を願います。投票は、議長席に向かい、左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 古橋智樹君及び2番 小松崎 誠君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

賛 成 3 票

反 対 1 3 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

---

再 開 午前11時16分

[矢口栄造議員入場]

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 3 議案第78号並びに議案第79号

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、議案第78号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、並びに議案第79号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、以上2件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号、議案第79号、以上の2件については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第78号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、佐藤文雄君から賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第78号、副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

私は前議会で、新市長の政策的な考えである点及び特別職の給与条例の改正だという点に限って、今回は賛成するとしました。そして、できるだけ早く市長の片腕となる方を選任していただきたいということを要請をいたしました。

私は今、副市長の必要性を痛感しております。それは、24日の私の一般質問への市長の答弁が極めて不十分であったことでもあります。市長が一人で奔走する余り、入札制度の改善提案については、まともな答弁にはなっていませんでした。また、土浦市との合併問題での答弁は、翌日の茨城新聞に記事として掲載されました。その記事が、市長答弁に関して、土浦市議会では26日に臨時議会がありました。そこで大変な不評であったと聞いております。自治体のトップリーダーとして、議会での発言は大変重いものがあります。本音を述べることは宮嶋市長の性格であるとは思いますが、私は言葉を慎重に選ぶべきだと思います。

ですから、実務と調整能力を備えた副市長が必要ではないかと考えます。そのことを改めて要請して、賛成討論といたします。

[小座野定信議員退席]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第78号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。  
議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は17名であります。  
投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。  
次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含まれますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。  
これで投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 加固豊治君及び4番 古川誠一君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

賛 成	4 票
反 対	1 2 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第79号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

19番 山内庄兵衛君。

[19番 山内庄兵衛君登壇]

○19番（山内庄兵衛君）

本案について、反対の立場で討論を行います。

この市は、非常に今、教育に問題があります。しかも国家公務員の人事院勧告では、先生方も1.5%の減額があるわけですがけれども、菅澤教育長は現職で、この重要な職になったのであります。それを辞して、一年半も残して教育長に就任したんであります。しかも、前段で言いましたように、非常なこの事態に、現職の校長から、それよりも給料が低くなるような状態では、これではいい仕切りがとれません。

そういうことで、教育を守っていくのには、やはりそれ相当の給料を払って、私はしかるべきだと思います。市長が50%減額したからといって、ほかのほうまで影響することはない。教育こそ優先、これこそ教育を優先しなければなりません。私は、そういうことで、教育を守っていくのは教育長であります。ですから、私は反対の立場で、教育こそ力を入れて本気になってこの市を立て直すのが教育長であります。市長、そういうことをご理解の上に提案をお願いしたいのであります。

私は、案について反対の立場で、議員諸侯の賛同をお願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

続いて、佐藤文雄君から賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第79号 教育委員会教育長の給与月額の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

給与の月額10%カットされてでも熱心に職責を果たしていただける人事の提案をお願いしたいとして、前回賛成をいたしました。9月議会で選任され、教育長となった菅澤氏は、15日の全協で、市長の50%カットという心意気を高く評価するとして、私の10%カットは仕方がないと、こう述べました。

したがって、今回も賛成といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決を行います。

この採決は、会議規則第71条第1項の規定により、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（桂木庸雄君）

ただいまの出席議員数は17名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

[投票用紙配付]

○議長（桂木庸雄君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（桂木庸雄君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。記載方法については、本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。



なお、可を可と、否を否と記載した場合であっても投票を有効とみなします。否の取り扱いについては、投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第73条第2項の規定により否とみなします。

なお、棄権する場合も同様に否とみなします。

出席議員数の取り扱いについては、白票、無効票も含みますので、あらかじめ申し上げます。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次投票を願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐氏名を点呼、投票]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 佐藤文雄君及び7番 中根光男君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（桂木庸雄君）

投票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは議長を除く先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち

賛 成	4 票
反 対	1 2 票

以上のとおり反対が多数であります。

よって、本案は否決されました。

これより昼食休憩に入ります。再開は午後1時半からといたします。

休 憩 午前11時44分

---

再 開 午後 3時05分

[小座野定信議員入場]

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

先ほど可決されました議案第73号、議案第74号は議案第75号との関連があり、議案第75号が否決されたことにより、議案第73号、議案第74号の議決は瑕疵ある議決と判断し、議決を取り消すべきものであると判断いたします。

よって、「議案第73号、議案第74号の議決取消しの件」を直ちに日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### 追加日程第 1 「議案第73号・議案第74号の議決取消しの件」

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第1、「議案第73号・議案第74号の議決取消しの件」を議題といたします。

先ほど可決されました議案第73号、議案第74号の議決については、これを取り消すことにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議が出ましたので、異議あるため、起立により採決いたします。

議案第73号・議案第74号の議決を取り消すことに賛成の方の起立を求めます。

[発言する者多し]

○議長（桂木庸雄君）

なかなか解釈が間違いやすいので、先ほど可決したことを取り消すのです。先ほど可決になりました件を取り消すことに賛成ですか、反対ですかという意味です。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

賛成多数で、取り消すことに決しました。

よって、議案第73号、議案第74号の議決は無効と確認し、これを取り消すことに決しました。

お諮りいたします。

先ほどの議決を受け、議案第73号、議案第74号を直ちに日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### 追加日程第 2 議案第73号並びに議案第74号

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第2、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第74号 かすみがうら市教育委員会教

育長の給与並びに勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議案につきましては、既に提案説明が終了しておりますので、一括して質疑から行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号、議案第74号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次いで、議案第73号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第73号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、議案第73号は否決されました。

---

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第74号 かすみがうら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第74号の採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、議案第74号は否決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時14分

---

再 開 午後 3時15分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど市長から、議案第80号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）ないし議案第84号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの5件について、本日11月30日付をもって撤回したい旨の申し出があります。

この際、お諮りいたします。

議案第80号ないし議案第84号の撤回の件を直ちに日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号ないし議案第84号の撤回の件を直ちに日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

追加日程第 3 「議案第80号ないし議案第84号の撤回の件」

○議長（桂木庸雄君）

追加日程第3、「議案第80号ないし議案第84号の撤回の件」を議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

平成22年11月22日に提出した議案のうち、議案第80号ないし第84号を撤回したいので、かすみがうら市議会会議規則第19条第1項の規定により承認願いたく申し出ます。

撤回する理由であります。議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号及び議案第84

号につきましては、議案第75号 かすみがうら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてが否決になったため、撤回しようとするものであります。

なお、議案第80号、82号、83号にかかわる事業予算等については、調整の上、再提案を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桂木庸雄君）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第80号ないし議案第84号の撤回の件について」、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、「議案第80号ないし議案第84号の撤回の件について」は、これを承認することに決定いたしました。

諸般の報告を行います。

ただいまの撤回の承認を受け、本日配付しました議事日程につきまして、日程第4の議案第80号ないし議案第84号は削除されますので、申し添えます。

---

#### 日程第 4 議案第 7 7 号並びに議案第 8 5 号

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について、並びに議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について、以上2件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

なお、議案に対する質疑につきましては、所属委員会の所管外のものとする事となっております。また、質疑方法は一括質疑とし、質疑回数は3回までとする事となっておりますので、あらかじめ申し上げます。

これより質疑を行います。

6番 佐藤文雄君より質疑通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

今、議案80号から84号の撤回については了解をいたしましたけれども、全員協議会が先ほどありました。そのときに、最終日に改めて議案を出すというような話がありましたけれども、これを最終日ではなくて、その前にきちっと本会議を開く、それとそこで質疑をする、そして常任委員会でも質疑をするようにというようなことを私は確認をしたんですけども、それについて、今改めて出す条例は何なのか。それをいつ出すのか。1回これを確認させていただきたい、これがまず第1点。

それと、77号については、政策推進戦略会議条例ということですが、この名称については、またこれに類する名前ですね、名称、これはほかの自治体に例があるのか、それをまずお尋ねしたいと思います。

それと、市の政策的事項や行財政制度に関してすぐれた見識を有する者ということで、地方自

治を専門とする学者、大学教授等の選任は考えているかという私の質問なんですけれども、実は朝日新聞の23日付で、もう既に書いてあります。戦略会議は、筑波大学名誉教授ら学者15人で構成するというふうになっておりまして、この前の廣瀬議員の質問に、市長は、筑波大学の中村紀一さんという名前がその候補に上がっているというようなことを言うておりますので、この点について、この方の経歴も含めてお答えいただきたいというふうに思います。

以上2点。

**○議長（桂木庸雄君）**

答弁を求めます。

市長公室長 塚野 勇君。

**○市長公室長（塚野 勇君）**

何点かご質問ございました。

まず、再提案の議案の関係でございますが、これにつきましては人件費ということで、現在、総務部で調整して、提案できるような形で再調整をしておりますが、議会の会期日程を見ますと、現在決まっている日程では、あすまでが委員会で、その後の本会議は9日というふうなことでございますので、現時点では、9日の本会議に合わせて提案しようということで考えておりますが、議会の日程の変更等ございましたら、それに合わせられれば合わせたいというふうなことで考えております。

それから、議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議の関係でございます。

これにつきましては、現在情報収集している中では、県内では確認はされておられません。ただ政権交代後、全国的に見ますと、幾つか事例がございます。そういう中で、私ども参考にしておりますのは千葉県の市川市で、市川市戦略会議条例というのが22年6月に制定されておりまして、10月から稼働している状況のようでございます。さらに、滋賀県の長浜市で新市政戦略会議というのがございます。これにつきましては内部会議のようございまして、22年4月から運用がされているような状況でございます。

この中で、市川市の内容を確認しておりますが、市川市の市政戦略会議のねらいと申しますか、ポイントとして3つほどあるようございます。1点目としまして、任務の拡大というようなことで、市川市につきましては、行財政改革審議会を新たな形で継承し、発展的に市政戦略会議に改正した内容でございますが、任務の拡大ということで、市の重要施策に関する事項についても調査・審議の対象としたというようなことで、これまでより、より幅広い分野について施策、政策を審議し、政策とのすり合わせを行う役割を果たす、そういうのが一つねらいだそうです。

さらに2点目としまして、迅速性ということで、通常の審議会では諮問、答申というふうな形で行いますので、内容によりましては長期間を要するというところがございますが、通常の諮問、答申の手続の方法のほかに、市長の求めに応じまして意見を述べるように改正したというようなことで、1点、2点については、本市の条例についても、そのような趣旨で新たに構成した内容でございます。

さらに3点目としまして、柔軟性というふうなことで、幅広い分野を調査・審議の対象とするということで、専門性を要する事項あるいは多くの事務量が見込まれる事項等につきましては、通常の委員のほかに、審議内容に応じた臨時委員を委嘱することができるようにしたということで、こ

れにつきましても、本市の条例についてその趣旨を含めている内容でございます。

さらに2点目でございます。地方自治を専門とする大学教授等の選任につきましても、今質問の中でもございました。この前、市長のほうからお答えをしていると思いますが、筑波大の社会科学系の教授というふうなことで、現在は名誉教授になられております。行政学が専門分野の一つと聞いております。つくば市のオンブズマンの代表をされた経歴があるようでございます。

それで、先ほどご案内のように、新聞記事等にもございますように、現在、つくば市の行政経営懇談会の座長をされている方を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

名前が中村紀一さんという方ですかということをおっしゃったんですけども、名前が確認できていませんので、その方だと思うんですけども、その点を確認したいと思います。

オンブズマンというのは、行政オンブズマンじゃないですか。恐らくつくば市で行政オンブズマン、いわゆる市民オンブズマンじゃなくて、行政オンブズマンを経験された方なんじゃないかなというふうに思いますけれども、それも確認したいと思います。

それと、市長が廣瀬議員の質問に答えて、予備的段階で2回ほど実施をしているというふうな発言をされているんです。私のメモが正しいかどうか、ちょっとわかりませんが、そういう意味では、まだ条例ができていませんよね。その前に、その予備段階で2回実施するということは、もう既にその委員になる15人のメンバーのうち、何人か、もう既に内定しているということなのかどうか。その点も確認したいと思います。

それと、今、千葉県の市川市の戦略会議の名称に近いところがあるかなということでの説明がありました。それから滋賀県の長浜町ですか、市ですか、その資料がありましたら、その資料も提供していただきたいというふうに思います。その点についてお答え願います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

中村先生についてですが、多分行政オンブズマンだと思うんですが、つくば市と深くかかわっております。現在、公室長が言ったように、事業仕分けなんかをやっている機関がつくば市にあるんですが、その座長を現職で今やっています。ですから、向こうと兼務でこっちをやってもらうような方向で今進んでおります。

2回ほど予備的に会議をやっております。1回目は戦略会議についてどういうふうに運営していったらいいとか、その性格についてまだ固まっていない段階で、その戦略会議のあり方等についても含めて議論した経過があります。2回目の会議については、事業仕分け等もやっていただくということで、事業仕分けの勉強を8名の方ですか、中村先生を含めて8名の方で事業仕分けの勉強会みたいなものを行いました。まだ制度化されておられませんので、メンバーの方は全く私の、ある意味では私的な相談相手みたいな感じでございまして、もちろん制度上のものがないわけですから、旅費、報酬等についても何ら規定がないものですから、支払ってはおりません。

無報酬で集まって相談会をやっていると、こういう段階であります。

市川と長浜の例については、公室長のほうから答弁をさせたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長公室長 塚野 勇君。

○市長公室長（塚野 勇君）

ただいまのご質問の中で、何点か市長のほうからお答えを申し上げました。その中で、先進地で市川市等の参考資料というふうなことでございます。これはちょっと部数といいますか、ありますので、後ほどコピーしてお渡しするというところでよろしいですか。

[佐藤議員「はい」と呼ぶ]

○市長公室長（塚野 勇君）

ということで、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

市長が2回やっているということ、私のメモが間違いなかったんですけども、やはり、条例制定がされる前に、ボランティアであれ、もう既に8名の委員さんが内定しているというふうになってしまっているというのは、ちょっといかなものかなという感じがするんです。何回も走り過ぎていてというふうなことを言っていますけれども、やはりそういう点では慎重にやるべきだと。つまり、条例制定をしてからでも、そういう会議というのは遅くはないというふうに思いますけれども、条例制定前に2回ほど開くということについてのご見解を最後にお聞きしたいと思います。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも予備的なものでありまして、ただ今回、新たに条例制定をお願いするというのは、当初の戦略会議の中で、当初私の構想にあったのは、市の総合計画にはかかわらない、いわゆる制度的にはかかわらないという頭でおったわけです。いろいろご相談を申し上げている中で、現在総合計画審議会というのがあるわけではありますが、その総合計画審議会、いわゆる法に基づくものでありますから、総合計画の審議を二本立てでやるということについて、やはりダブリが出るんではないかと、戦略会議と総合計画審議会のダブリが出るんではないかと。整合性の問題もありますので、総合計画審議会の機能を戦略会議の中に取り込んでしまおうという発想に発展してまいりました。

そういう中で、正式に条例化をして、総合計画審議会を、同時に今回の条例案によって廃止をするわけでありまして。それで、総合計画の正式な審議機関としての機能も戦略会議で持つということでもありますから、きちんと報酬等も含めて、条例として法整備を図っていきたいと、こういうことでもあります。

○議長（桂木庸雄君）

6番 佐藤文雄君の質疑を終わります。



以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほかの質疑はありませんか。

10番 小座野定信君。

**○10番（小座野定信君）**

市長にお尋ねいたします。

この77号議案、市政推進戦略会議、今、佐藤議員のほうからも、その構成メンバーについてのご質問があったようですが、重なる部分もあるかもしれませんが、また違った角度からお伺いしたいんですが、どういう基準でその方たちをお選びになったのか。

先ほどの市長のご答弁の中に、市の総合計画審議会、これと一緒にするというふうな方向のようですけれども、これ市長から出されております条例案を見ると、総合審議会の条例案、ちょっと今、すみません、読んではいないんですが、会長及び副会長1名を置き、いずれも市長が指名するというんですね。

この間の全員協議会でも、市長本人の独断と偏見でやるんだということをおっしゃっておられましたが、まさにその独断と偏見、お隣の北朝鮮や中国の人民会議のような、そういうふうな会議になってしまうのではないかと。ちょっと非公式にやられた会員の名前等を見てみますと、非常に偏っているんですね。市長が当時、会長を務められていた元気にする会のメンバーがほとんどだと。それと、大変失礼な言い方かもしれませんが、町議会または市議会に立候補されて落選された方と、いわゆる市民からノーとレッドカードを突きつけられた方たちも入っているということのようですけれども、その基準を、市長、お答え願いたいと思います。

**○議長（桂木庸雄君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

総合計画戦略会議の委員を市長が任命するということでもありますか。会長、副会長を市長が任命するということ、これは、独断と偏見ととらえるかどうかは、ちょっととりようだと思うんですが、文書にはこう書いてありますが、戦略会議の委員さんのご意見を伺いながら、会長、副会長は選んでいきたいと思います。

どういう基準でというご質問であります。先般もお答えしましたけれども、なるべく戦略会議の常設される委員さんは、市のいろいろなほかの、例えば区長さんであるとか、議員さんであるとか、いろいろな役職者とのダブリが、たびたびこの議会でも、ないようにという話がありますよね。

そういう中で、なるべく市にかかわる団体等にかかわりのない方で識見を持っている方という基準で、選ばせていただきました。それと市の外部の方も何人か、三、四人いるわけですが、まだ今の段階では8人でとりあえずいるわけです。あと2名、今、追加を考えておりますが、例えば区長、会長とか、議員さんは議会のほうで審議できますからいいんですが、商工会長であるとか、JAの組合長であるとか、そういう人を適宜加えられるように、審議に参加できるように臨時委員ということで、そういった方々を対象に、臨時委員の枠もつくっております。

あとメンバーが議会被落選した、レッドカードを突きつけられたという方がいるのではないかと。というご指摘であります。そういう方も実際にいるわけです。現に私はレッドカードは何

回も突きつけられておりまして、たまたま出島村長と今回かすみがうら市長ということでグリーンカードになったわけでありまして、レッドカードが突きつけられたから全部だめということでは決してないわけでありまして、グリーンカードの方はここに皆さんいらっしゃるわけで、いろいろ審議をいただいているわけですから、それは両方いてもいいと思います。そういうことであります。よろしくをお願いします。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

今、市長のご答弁を聞いて、がっかりにもあきれました。これ、まして条例で出しているんですよ、市長。先ほども言いましたけれども、この条例の第5条、読んでみますと、戦略会議に会長及び副会長を1人置き、いずれも市長が指名するということになっているんですね。今の市長のご答弁、何ですか。ここには書いてあるけれども、実際にはこの協議会の人の中の委員で決めるんだと、互選で決めるんだと。こんな適当な条例案を出して可決してくれなんていうのはほとんどないですよ。余りにも議会を愚弄している。違いますか、市長。

今の市長がおしゃべりになったことは、すべて会議録に残るんです。まして条例は、印刷物となって市民全部が見るんです。言いませんでしたか、市長。こんなことで、幾ら自分の発案だ、いいことだと言ったって、認めるわけにはいきません。そんな適当な答弁じゃ通用しませんよ。どうしますか、これ。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ご判断は皆さんにお任せいたしますので、どうぞやってください。

○議長（桂木庸雄君）

10番 小座野定信君。

○10番（小座野定信君）

市長ね、条例はともかく、私も感情的になりましたけれども、やることはいいことなんです。この政策会議にしろ、何しろ市長の発想はすばらしいことなんです。私も賛成なんです、やり方は。だけれども、組み立て方が違う。まず本当にこの市を考える、市長が自分の周りの土台づくりというふうに私はとらえていますけれども、違うんです、本当に市を考えるのであれば、公募しなさいよ。片や市民に広く聞くんだって住民投票を呼びかけておいて、それでこういう会議をつくるのは自分の独断と偏見で決める。ゆがんでませんか、考え方が。市長、筋が通らないですよ。

だから、いいことなんだから、もっと市民に広く周知して、その中で、よしおれもかすみがうら市のために発案あるんだと、言いたいことがあるんだと、そういう方を掘り出しましょうよ。そういう会議にしたらいかがですか、市長。こんな思いつきやひらめきでやられては困る。ましてや条例などがちゃんとつじつまが合うように、その答弁はないですよ、失礼ですよ、議員20人もいるんですから。もう少し熟慮して、任期4年間あるんですから。4年間のうちに自分の周りの土台をつくってくださいよ。そんなに、だれでしたか、一夜城でつくったお城もあるようです

けれども、そういう城はすぐ壊れますよ。建物は土台からです。土台からやりましょう。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いずれにいたしましても、一たん出したものでありますから、審議をいただいて、もしそういう点で修正して認めようということであれば、ご相談にも乗りますし、会長の指名の点についてだけであれば、ご相談にも乗ってみたいと思います。そういうことであります。

○議長（桂木庸雄君）

そのほかの質疑はありませんか。

19番 山内庄兵衛君。

○19番（山内庄兵衛君）

小座野議員が言っていること、もっともであります。市長ね、今、民主主義国家なんですよ、日本は。だから、市長が委員会をつくって指名をするなんていうのは、これはファシズムなの、ヒトラーと同じ。ヒトラーは独裁政治をするために自分の部下を、秘密警察を使って、そして自分の偏見と独断を通してきた。スターリンも同じだ。スターリンは3,000万人を殺して共産主義の思想をつくり上げた。今、ヒトラー見てくださいよ、ロシアに行って、どこにでもあの大きいヒトラーの首玉、ずり落とされて赤の広場にあるんですよ、どこでも。

そういう独裁的なことじゃなくて、民主主義国家なんですよ。もっと小座野氏が言っているように幅広くやって、そしていいことはやる。しかも、条例で委員長は市長が決める、これはみんながだめだらやっぺなんていう簡単なことでは、本当に議会を侮辱している。もっときちんとした条例を出すべきだと私は思うんですけれども、どうですか。独裁の政治のあり方とは。

○議長（桂木庸雄君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

大変いいご提案だと思いますので、今申し上げましたが、修正についてはやぶさかではありませんので、ご相談に乗らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

[「どっちがご相談に乗るんだ」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

いや、相談してくれ、相談してくれっていうんで、そういうことでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（桂木庸雄君）

そのほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

以上で、各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について、議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置についての2議案の審査につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託い

たします。

次いで、お諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時49分

再 開 午後 3時55分

○議長（桂木庸雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 5 休会について

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会の開催及び議事整理のため、あす12月1日から12月8日までの8日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

異議がありますので、お諮りいたします。

6番 佐藤文雄君。

○6番（佐藤文雄君）

先ほど私が質問しましたように、8日まで休会となると、9日の最終日に提案がされて、そこで審議して、委員会も付託もしないで採決というふうになってしまうと問題だというふうには、私は述べたんですよ。ですから、全員協議会で、前日という話がありましたけれども、8日という。できれば私は7日ぐらいにやっただいて、そんなに大した議案じゃないんですよ、件数は。でも、そうすれば1日で、すぐ議事録もできますから、そうすると9日の審議と採決という形ができると思うんですよ。そういう執行部の努力も重ねてやらないと、この瑕疵ある議決をしてしまったわけですから、我々はそういう意味では執行部に貸しがあるんですよ。ですから、きちっと8日までという、休会じゃなくて、少なくとも前日7日ぐらいには出していただきたいというのが、私の要望です。

○議長（桂木庸雄君）

それはこちらでも考えておりましたが、それはそれとして、そこにただし書きが入ります。

異議がありましたので、採決をいたします。

12月1日から12月8日までの8日間を休会にいたしたいと思いますが、賛成の方は起立をお願い

いします。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数で、休会と決定いたしました。

なお、議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができるという規定がありますので、申し添えておきます。

---

○議長（桂木庸雄君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月9日午後2時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

この後、常任委員会の会議を開く際は、総務委員会は会議室、産業建設委員会は第2委員会室でお願いいたしたいと思います。

本日はご苦労さまでした。

散 会 午後4時00分